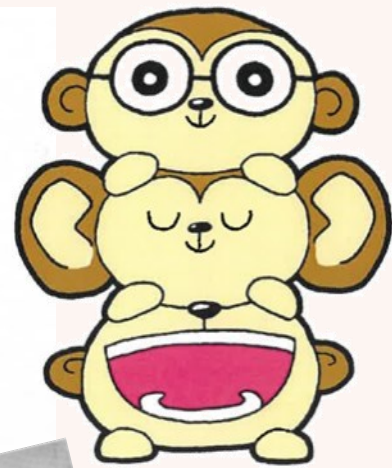


# 100

調停制度発足100周年



昭和14年頃の秋田の裁判所



大館支部



秋田本庁



大曲支部



横手支部



能代支部



本荘支部

100年間 耳を傾け  
つないだ思い

秋田地方裁判所 秋田家庭裁判所 秋田簡易裁判所

# 100周年を迎えた調停制度

裁判所は、人と人とのいろいろな争いを理性に基づいて解決し、社会の健全な発展を支えています。こういった争いを解決する手続の一つに「調停」があります。調停は一般市民から選ばれた「調停委員」が参加して紛争を解決する手続で、裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、争いを柔軟に解決しようとするものです。

## 調停制度100周年の歩み

### 大正11年調停制度スタート！

我が国の調停制度は、大正11年（1922年）10月1日の借地借家調停法に基づく借地借家調停からスタートしました。

当時は、都市に人が集中したことにより、土地や家の貸し借りをめぐる争いが増えていました。そこで、簡単な手続で当事者の話し合いによって争いを解決する制度として借地借家調停が創設されました。

### 様々な紛争を解決できる制度として発展

その後、小作人と地主の間の争いを解決する小作調停制度や、金銭債務を負った人の争いを解決するための金銭債務臨時調停制度、家庭内の争いを解決するための人事調停制度など、その時代の社会紛争に応じた調停制度ができました。そして、昭和23年に現在の家事調停の制度が、昭和26年には現在の民事調停の制度が設けられ、様々な争いが調停によって解決できるようになりました。

平成12年には、借金等の返済が難しくなった方の経済的な立ち直りを目的とした、いわゆる特定調停制度が設けられ、現在の制度となりました。

平成25年には、改正された民事調停法と新設された家事事件手続法が施行され、一定の要件のもと、いわゆる電話会議やテレビ会議を利用して手続を進めることができるようになりました。

### 調停制度、いよいよ100周年！

調停制度は、国民に身近な争いを、話し合いを基本としながら簡易、迅速に解決できる手段として、制度の開始から今日に至るまで、国民に広く利用され続け、これまでに数多くの争いが調停によって解決されてきました。

そして令和4年10月、調停制度は、発足100周年を迎えます。

# 調停ってなんだろう？

## 調停ってどんな手続？



「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

メガネアイ

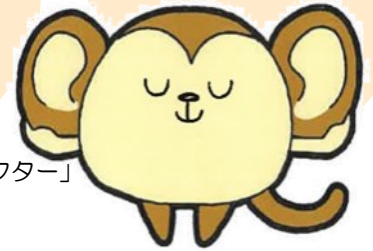
調停委員会（裁判官又は調停官1人と一般市民から選ばれた調停委員2人以上で構成されます。）が、当事者の言い分を聴き、当事者双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせん、解決案の提示を行い、法的な観点を基本に置きながらも、争いの実情に応じた柔軟な解決を図る手続です。

## 調停の特徴は？

- 訴訟と比べると、申立てが簡単で費用も低額です。
- 手続が非公開で行われるため、当事者のプライバシーが守られます。
- 調停の進行に当たっては、当事者双方が同席することもあります。相手と顔を合わせずに進めることもあります。
- 調停が成立した場合には、調停調書（話合いの内容を記載した文書）が作られ、その内容によっては、確定した判決や審判と同様に、合意を守らない相手に対して強制的に義務を履行させることができます。

「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

オオミミアイ



## こんなトラブルで、調停が利用されています！

### 民事調停

貸金、立替金などの問題  
給料、報酬などの問題  
家賃、地代の不払・改定などの問題  
敷金、保証金の返還などの問題  
土地、建物の登記などの問題  
クレジット・ローンの問題  
売買代金などの問題  
請負代金、修理代金などの問題  
土地、建物の明渡しなどの問題  
損害賠償（交通事故ほか）などの問題  
近隣関係の問題

など

### 家事調停

離婚に関する問題  
夫婦の協力扶助に関する問題  
内縁関係に関する問題  
婚姻費用（別居中の生活費）の分担に関する問題  
財産分与に関する問題  
子の親権者の指定又は変更に関する問題  
子の養育費や面会交流に関する問題  
扶養の順位に関する問題  
遺産の分割に関する問題

など

# 調停の利用について

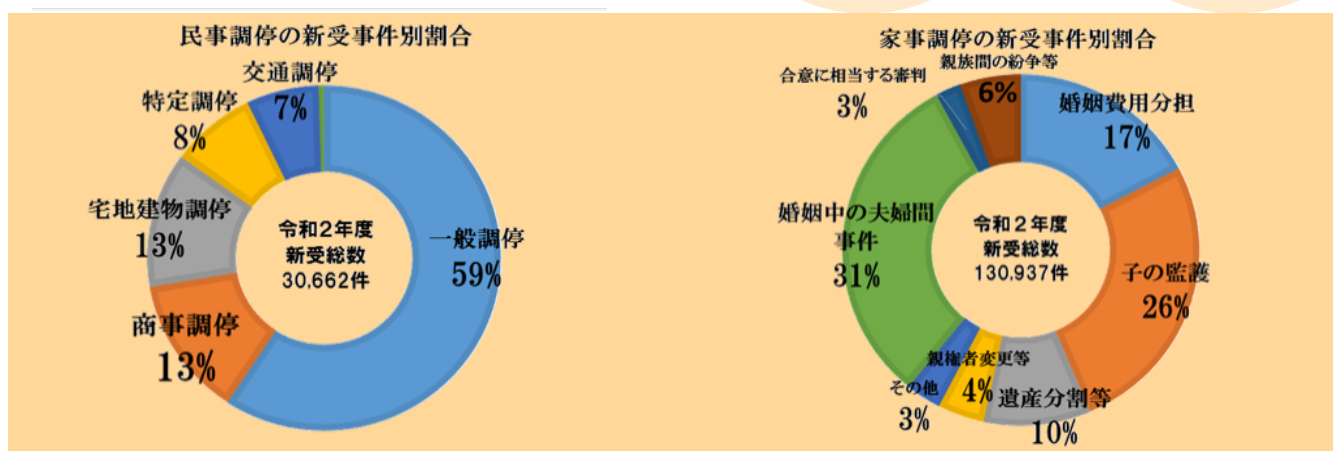
## 調停を利用するには、どうしたらいいの？

調停手続を利用するためには申立てが必要です。民事調停は原則として簡易裁判所で、家事調停は家庭裁判所で申立てを受け付けています。

裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) の「裁判手続案内」のページの「申立等で使う書式」の項目から定型の申立書をダウンロードすることができます。

各裁判所の窓口には、ウェブサイトに載っているものも含め、定型の申立書を用意しておりますので、お気軽に御利用ください。

## 調停は、どのようなトラブルで、どれくらい利用されているの？



「調停制度発足100周年広報用キャラクター」

ハナシアイ

民事調停は、一般調停(お金の貸し借り、代金の支払い、近隣トラブル等)の利用が多く、家事調停は、夫婦間の問題や子の監護(養育費等)に関する問題の解決で、多く利用されているね。

## 申立てに必要な費用は？

申立手数料は、民事調停の場合には、訴えを起こす場合の半額以下です。争いの対象額が10万円までは「500円」、100万円では「5000円」となっています。詳しくは、裁判所ウェブサイトの「裁判手続案内」のページの「手数料」の項目をクリックし、「手数料額早見表」を御覧ください。

家事調停の場合には、申立手数料は一律1200円です(※子の人数等により変わることがあります。)

なお、この他に、民事調停、家事調停のいずれについても、当事者等に対する書面の郵送等のための費用が必要です。

## 調停についてもっと詳しく知りたい！

調停手続について更に詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続案内」の「簡易裁判所の民事事件Q&A」、「家事事件Q&A」を御覧ください。

また、「5分くらいでわかる！！民事調停制度」、「ご存知ですか？家事調停」という動画も配信していますので、裁判所ウェブサイトの「関連情報」の「動画配信」から御覧ください。

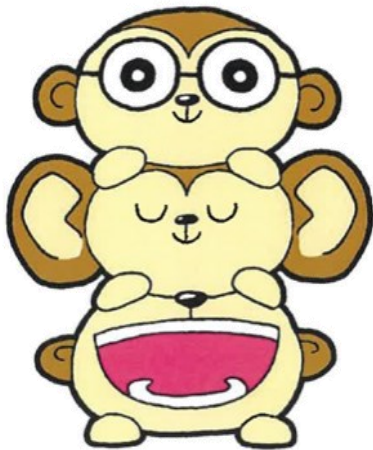
裁判所ウェブサイトは、

裁判所



で検索できます。

## 調停制度発足100周年広報用キャラクター「アイアイアイ」のご紹介



「メガネアイ」「オオミミアイ」「ハナシアイ」の3匹を合わせて、「アイアイアイ」です。紛争の要点をよく見て、当事者の話をよく聴いて、解決に向けて話し合う調停制度を象徴したキャラクターです。

## 行事等のお知らせ

秋田地方・家庭裁判所では、企業、団体、学校等の講演会や研修会に、「調停制度に関するテーマ」で裁判所の職員や調停委員を講師として派遣します。

また、御要望に応じて裁判員制度や成年年齢の引下げなどについても説明します。

講師の派遣を希望される場合は、秋田地方・家庭裁判所総務課庶務係までお問合せください。

受付期間 令和4年12月28日まで

問い合わせ先 TEL 018-803-0181  
FAX 018-823-8849